

政策目標 5－2 正誤表（訂正箇所は下線部分）

（訂正日：令和 7 年 6 月 30 日）

ページ	正	誤																																														
191	政 5－2－2 に係る参考情報 参考指標 1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力） <table><tr><td></td><td></td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr><tr><td rowspan="2">受入研修</td><td>案件数</td><td>9</td><td>21</td><td><u>30</u></td></tr><tr><td>受入人数</td><td>182</td><td>218</td><td><u>330</u></td></tr><tr><td rowspan="2">専門家派遣</td><td>案件数</td><td>51</td><td>46</td><td><u>55</u></td></tr><tr><td>派遣人数</td><td>133</td><td>111</td><td>114</td></tr></table> （出所）関税局参事官室（国際協力担当）調。 （注）令和 3 年度はすべてオンラインで実施し、令和 4 年度及び令和 5 年度も一部オンラインで実施した			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	受入研修	案件数	9	21	<u>30</u>	受入人数	182	218	<u>330</u>	専門家派遣	案件数	51	46	<u>55</u>	派遣人数	133	111	114	政 5－2－2 に係る参考情報 参考指標 1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力） <table><tr><td></td><td></td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr><tr><td rowspan="2">受入研修</td><td>案件数</td><td>9</td><td>21</td><td><u>28</u></td></tr><tr><td>受入人数</td><td>182</td><td>218</td><td><u>316</u></td></tr><tr><td rowspan="2">専門家派遣</td><td>案件数</td><td>51</td><td>46</td><td><u>54</u></td></tr><tr><td>派遣人数</td><td>133</td><td>111</td><td>114</td></tr></table> （出所）関税局参事官室（国際協力担当）調。 （注）令和 3 年度はすべてオンラインで実施し、令和 4 年度及び令和 5 年度も一部オンラインで実施した			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	受入研修	案件数	9	21	<u>28</u>	受入人数	182	218	<u>316</u>	専門家派遣	案件数	51	46	<u>54</u>	派遣人数	133	111	114
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																												
受入研修	案件数	9	21	<u>30</u>																																												
	受入人数	182	218	<u>330</u>																																												
専門家派遣	案件数	51	46	<u>55</u>																																												
	派遣人数	133	111	114																																												
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																												
受入研修	案件数	9	21	<u>28</u>																																												
	受入人数	182	218	<u>316</u>																																												
専門家派遣	案件数	51	46	<u>54</u>																																												
	派遣人数	133	111	114																																												
191	政 5－2－2 に係る参考情報 参考指標 2：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成 18 年 2 月発効）に係る締約国数 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>令和 2 年度末</td><td>令和 3 年度末</td><td>令和 4 年度末</td><td>令和 5 年度末</td></tr><tr><td><u>120</u> か国及び E U</td><td>126 か国及び E U</td><td>130 か国及び E U</td><td>132 か国及び E U</td><td>135 か国及び E U</td></tr></table> （出所）WCOウェブサイト http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	<u>120</u> か国及び E U	126 か国及び E U	130 か国及び E U	132 か国及び E U	135 か国及び E U	政 5－2－2 に係る参考情報 参考指標 2：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成 18 年 2 月発効）に係る締約国数 <table><tr><td>令和元年度末</td><td>令和 2 年度末</td><td>令和 3 年度末</td><td>令和 4 年度末</td><td>令和 5 年度末</td></tr><tr><td><u>121</u> か国及び E U</td><td>126 か国及び E U</td><td>130 か国及び E U</td><td>132 か国及び E U</td><td>135 か国及び E U</td></tr></table> （出所）WCOウェブサイト http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	<u>121</u> か国及び E U	126 か国及び E U	130 か国及び E U	132 か国及び E U	135 か国及び E U																										
令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末																																												
<u>120</u> か国及び E U	126 か国及び E U	130 か国及び E U	132 か国及び E U	135 か国及び E U																																												
令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末																																												
<u>121</u> か国及び E U	126 か国及び E U	130 か国及び E U	132 か国及び E U	135 か国及び E U																																												